

# 「量の見込み」について

## 1 「量の見込み」の概要

子ども・子育て支援法に基づき市町村は5か年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中では、教育・保育提供区域ごとに、**教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）**やそれに対する**提供体制の確保の内容及びその実施時期（確保方策）**について定めることとなっています。

（千歳市の教育・保育提供区域）

- 教育・保育について・・・市内全域の1地区で設定
- 地域子ども・子育て支援事業・・・市内全域の1地区で設定

量の見込みについては、国の基本指針（案）に基づき、「千歳市子ども・子育て支援アンケート（以下、アンケート調査）」の結果を用いて国の手引書（※）で推計することが基本となりますが、**供給過剰とならないために、現在の利用状況を把握**することが前提となります。

現在の利用状況の把握については、北海道の実態調査や市独自の实態調査、各事業の利用状況等から現実的な数量を把握し、国の手引書により算出された量の見込みと比較検討を行っています。

今回お示しする量の見込みは、確保方策を検討する上での暫定版であり、今後、基準変更などの要素を考慮したうえで、一部変更となる場合があります。

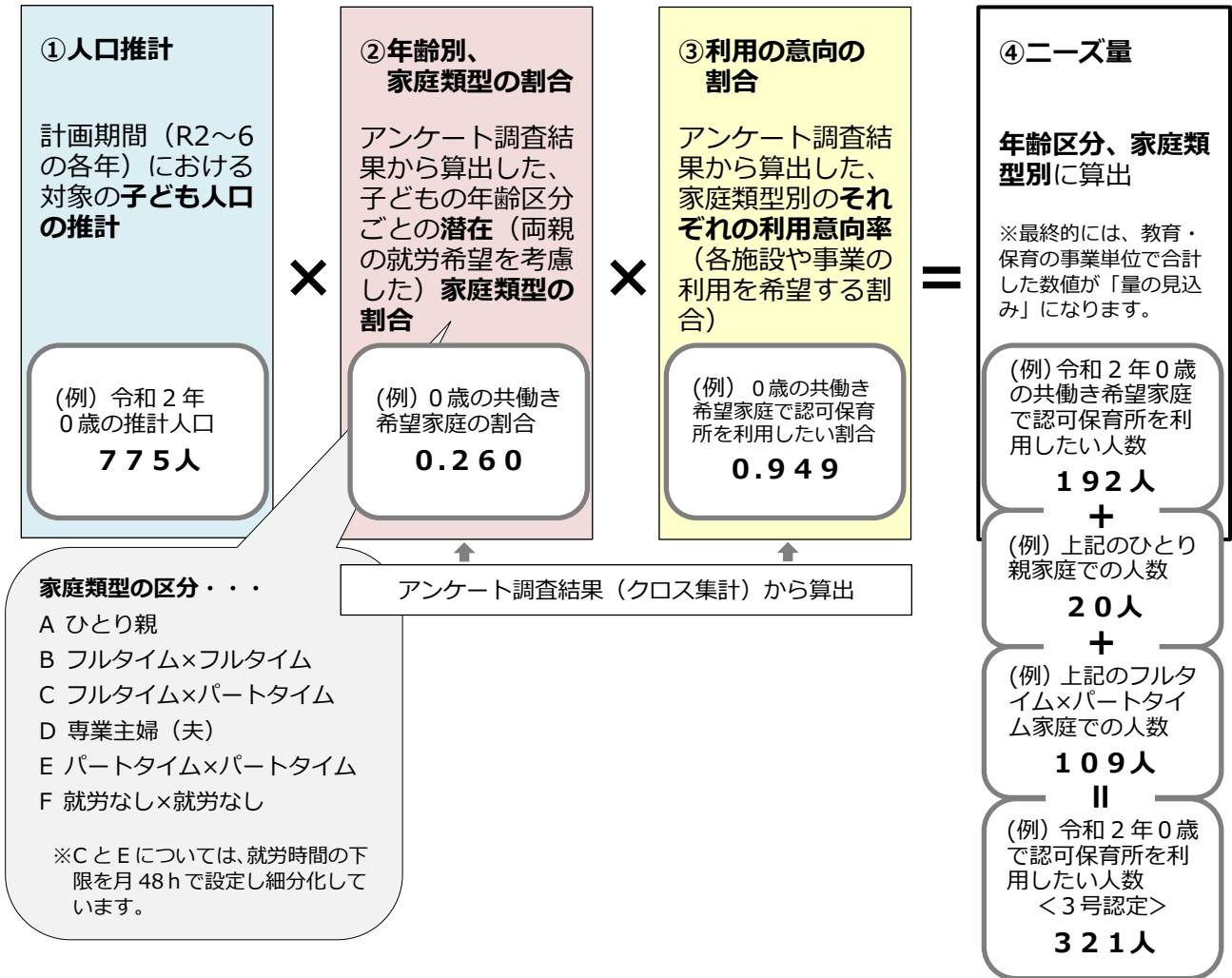
※「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

みんなが、子育てしやすい国へ。  
**すくすく  
ジャパン!**



## 2 「量の見込み」の考え方

### (1) 国の手引書に基づく計算方法（教育・保育、子ども子育て支援事業）

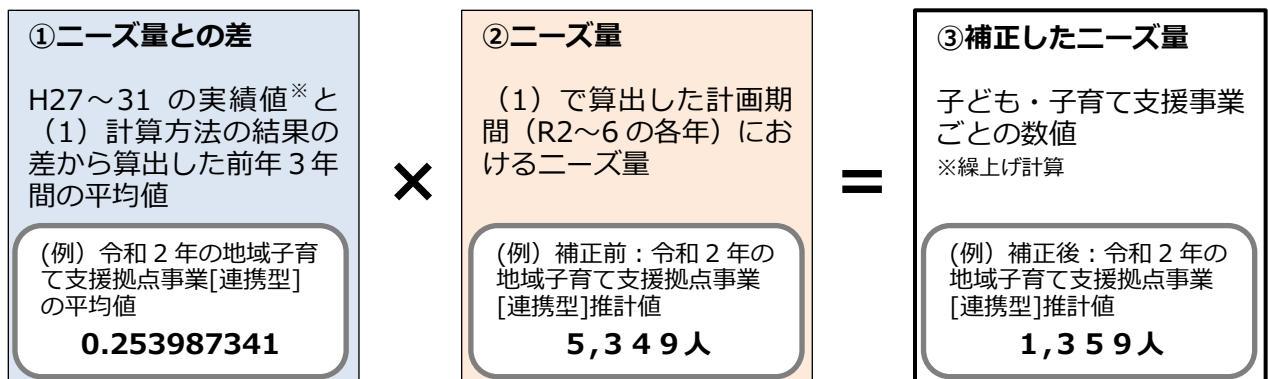


#### ○前提条件

潜在的なニーズ（潜在的家庭類型割合や利用意向率）は、**令和6年度まで変わらない**という前提で算出します。

特に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにおいては、利用意向を細分化していく過程で地区別→年齢別→回答者→利用希望日数（回答者）など母体数が少なくなり、結果的に少数の意見が課題に反映されてしまう場合があります。（この場合は、現実の利用実態と比較して補正する必要があります。）

### (2) 補正方法（子ども子育て支援事業）



※H31については実績値がないため、現計画の見込み量や実績値から前年3年間の平均値を適用しています。

（1）の計算方法が適用できない項目については、前年3年間の平均値などで補正しています。